

白 糠 町

農業経営基盤強化促進基本構想



ビン・カシワ しらぬかコースト

豊かな森林と

川と海を

育む町・白糠町

北 海 道 白 糠 郡 白 糠 町

目 次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・ 2
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・ 5
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 11
- 第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項・・・・・・・・ 19
- 第7 農地中間管理事業が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・ 23
- 第8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 白糠町農業の概要

北海道釧路総合振興局の南西部に位置し、南北に走る3つの奥深い沢地に農家が点在する本町は、白糠ゴボ一の銘柄を持つ野菜産地として、また軍馬補充部時代を通じた馬産地としての歴史を引き継ぐ酪農専業地帯である。周辺市町村と比較すると、本町の乳牛の飼養農家戸数、飼養頭数、一戸当たりの平均飼養頭数は釧路管内で最も少なく、また、一戸当たりの経営耕地面積においても、大規模酪農専業地帯である根釧の中でも最も小さい市町村に位置している。

さらに、高齢化の進行、農地の賃貸借が進んでいる点でも本町は際立っている。小規模であることや高齢化は農業の担い手が脆弱であるとも言えるが、半面では多数の農家が引退後に農地を貸し付けて規模を縮小しながらも育成牛や肉用牛を飼養し、あるいは野菜を生産して農家として存続していることは、複雑な地形を巧みに利用し多様な生産・作業に携わることができるという農民であるがゆえに享受できる利点を残してきた。

2 白糠町農業の現状

所得の増大を図った高泌乳化は、機械の重装備化や濃厚飼料の多給等で経営効率が悪化し、所得率の低下を招くという重要な問題を引き起こした。農業所得が十分に増大しないことは、農家戸数の減少の要因ともなり、地域社会の存続にも強く関わりを持つような大きな問題となっている。また、高齢農家の後継者不足による離農が急速に進んでおり、農業情勢は、米国等の飼料穀物情勢や昨今の飼料や燃料価格の高止まり、生産資材の高騰、日豪EPAの発効、TPP協定の大筋合意等先行きが不透明な状況となっている。小規模、高生産、高負債という地域性の中で、所得の増大と労働にゆとりを作り、農家減少を食い止め、累積負債を返済するための転換方向を見いだすことが本町農業の緊急な課題である。

3 農業経営の目標

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（一経営体当たりおおむね480万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4 農業経営の育成・確保

本町は、将来の白糠町を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業等の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成することにより、町全域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者に対して上記の濃密指導体制が主体となって、営農診断や営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来の方向性について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、酪農等による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業等を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、全町的に土地利用調整を展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センター等の指導の下に、草地改良等による高収益化を図り土地基盤整備の強化を推進していく。

家族経営にあつては、家計と経営を分離し、農業後継者や婦人への労働報酬の支払や定休日の設定等の労働条件の改善や、経営管理面での充実強化等を主な目的として必要に応じて一戸一法人化を進め、今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする国の目標や、平成 37 年度における農業法人数を約 1.7 倍の 5,200 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標を踏まえ、白糠町の平成 37 年度における農業法人数の目標数を 10 経営体（平成 28 年 1 月現在：6 経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用を法第 12 条第 1 項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展に向け、当該計画の実践結果の点検と経営改善に向けた新たな計画作成や指導等に取り組みながら再認定を推進する。

さらに、経営規模拡大及び安定を図るため、自然環境に配慮した起伏修正、暗渠排水等の草地整備改良や、草地造成、障害物除去等の草地造成改良など、道営の各種基盤整備事業等を計画的に促進し、低コストの自給飼料の生産確保を図るため、生産性の高い土地基盤を作るよう推進していく。また、これらの事業に基づき農地の集団化にも重点を置き、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等においても十分な検討を行う。

また、生産性の向上や労働時間の短縮を図り、ゆとりある経営を実現するため、機械化・省力化技術の早急な開発・普及が必要である。そのためには、機械の共同利用システムの充実、受精卵移植等新しい技術の普及・実用化を図るとともに、労働時間の削減と周年拘束性の緩和を図るため、ヘルパー制度の強化や大規模経営を中心にフリースト

ール・ミルクパーラー方式等の新しい管理方式の普及を図る必要がある。

さらに、乳牛の能力検定による牛群能力の向上も図らなければならない。また、飼養管理技術の向上や畜舎環境の整備等による乳房炎の防止などの衛生管理の徹底と、土壌や粗飼料の分析診断に基づく施肥や給与設計など飼養管理の合理化、家畜糞尿の適正な土壌還元や草地の計画的な整備による粗飼料の品質と生産性の向上、農業機械の共同利用や共同作業など自給飼料生産の効率化を図る。

こうした中で、近年、住民の環境保全に対する関心が高まっていることから、家畜排せつ物処理施設の整備と適正処理の推進、農業用廃プラスチックの適正処理の推進など環境保全型農業を目指す。

5 関係機関との連携

本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の担当職員で構成する指導チームを設置し、白糠町人・農地プランに記載される経営体を中心に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等を行う。特に、大規模経営を目指す農業経営が展開しつつある本町においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る指導等を実施する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の新規就農者は、めん羊による就農が3人と異業種参入による果樹・野菜の法人経営が2件となっており、基幹産業である酪農業は、過去10年間に搾乳を止めた農家戸数と親元就農した後継者数との対比はおおよそ半分という状況であり、酪農業の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち一経営体主たる従事者1人当たりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくた

めには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農用地については農業委員会による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 女性農業者が活躍できる環境づくり

女性が積極的に参画する経営体において優れた経営を行っている事例が見られるなど、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業(Ⅰ)	<作付面積等> ・牧草(採草) 16.0ha ・牧草(放牧) 5.5ha 経営面積計 21.5ha <飼養頭数> ・経産牛 30頭 ・育成牛 15頭 常時飼養頭数 45頭	<機械施設装備> ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・フロントローダー(70PS用) 1台 ・成牛舎(396㎡) 1棟 ・育成舎(99㎡) 1棟 ・堆肥舎(163㎡) 1式 <その他> ・機械の共同化による経費節減 ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・堆肥の全面散布(3年で) ・育成牛の公共育成牧場への預託	・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族労働の作業別分担制 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
酪農専業(Ⅱ)	<作付面積等> ・牧草(採草) 24.0ha ・牧草(放牧) 0.5ha ・サルヅ用とうもろし 4.5ha 経営面積計 29.0ha (うち借地 5.7ha) <飼養頭数> ・経産牛 50頭 ・育成牛 23頭 常時飼養頭数 73頭	<機械施設装備> ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・フロントローダー(70PS用) 1台 ・成牛舎(495㎡) 1棟 ・育成舎(152㎡) 1棟 ・バンガーサイロ(300t) 2基 ・堆肥舎(268㎡) 1式 <その他> ・機械の共同化による経費節減 ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・堆肥の全面散布(2年で) ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・コントラクタ方式の導入	・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族労働の作業別分担制 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

酪農専業(Ⅲ)	<作付面積等> ・牧草(採草) 68.0ha (うち借地 10.5ha) <飼養頭数> ・経産牛 100頭 ・育成牛 47頭 常時飼養頭数 147頭	<機械施設設備> ・乗用トラクター(50PS) 1台 ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・タイヤショベル(40PS) 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・牛舎(1000㎡) 1棟 ・搾乳舎(264㎡) 1棟 ・ふん尿処理施設(124頭用) 1棟 ・育成舎(330㎡) 1棟 ・ミルクパーラー(8頭サイト・バイ) 1式 ・ミキサーフィーダー(8㎡) 1式 <その他> ・機械の共同化による経費節減 ・コントラクタ方式の導入 ・スラリーの全面散布 ・フリーストール方式、ミルクパーラー方式の導入 ・育成牛の公共育成牧場への預託	・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族労働の作業別分担制 ・フリーストール方式、ミルクパーラー方式によるゆとりある家族経営の実現 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 3人
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農野菜複合	<作付面積等> ・牧草(採草) 13.0ha ・牧草(放牧) 4.5ha ・だいこん 0.3ha ・にら 0.1ha ・ごぼう 0.6ha 経営面積計 18.5ha <飼養頭数> ・経産牛 25頭 ・育成牛 12頭 常時飼養頭数 37頭	<機械施設設備> ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・フロントローダー(70PS用) 1台 ・成牛舎(396㎡) 1棟 ・育成舎(99㎡) 1棟 ・堆肥舎(163㎡) 1式 <その他> ・機械の共同化による経費節減 ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・堆肥の全面散布(3年で) ・育成牛の公共育成牧場への預託	・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族労働の作業別分担制 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
肉用牛専業(黒毛)	<飼養頭数> ・繁殖牛 70頭 ・育成牛等 139頭 常時飼養頭数 209頭	<機械施設設備> ・ショベルローダー(40PS用) 1台 ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・ロールシュレッダー 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・成牛舎(860㎡) 1棟 ・肥育育成牛舎(750㎡) 1棟 ・堆肥舎(531㎡) 1式 ・体重計量施設(80㎡) 1棟 ・家畜計量器 1棟 ・ミキサーフィーダー(4㎡) 1式 <その他> ・自家配合飼料、粗飼料の給与によるコスト低減 ・夏期間の公共育成牧場への預託 ・繁殖牛の6産9年の更新	・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・作業記録の整備	・請負組織への作業委託 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

めん羊 専 業	<作付面積等> ・牧草(放牧) 25.0ha 常時飼養頭数 300頭	<機械施設設備> ・トラクター(80PS) 2台 ・トラック 1台 ・羊 舎(80坪) 3棟 ・堆 肥 盤(100㎡) 1式 ・敷 料 庫(100㎡) 1棟	・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・作業記録の整備	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
------------	--	---	---	------------------------------------

[組織経営体]

<p>組織経営体製造業</p>	<p><作付面積等> ・牧草(採草)502.7ha</p> <p><販売量> ・搾乳牛1,500頭分 日量82,500kg ・育成牛・乾乳牛用 日量26,754kg</p> <p><施設面積> ・施設用地 3.6ha ・飼料調整庫 500㎡ ・農機具庫 370㎡</p> <p><構成員戸数> ・13戸</p>	<p><機械施設装備> ・バンカーサイロ 25基 ・ミキサーフィーダー 2台 ・飼料運搬トラック 2台 ・裁断型バールラッパー 1台 ・テッピングワゴン 2台 ・自走式ハーベスター 2台 ・モアコンディショナー 1台 ・コーンプランター 2台 ・ホイールローダー 1台</p> <p><その他> ・収穫機械個人所有の集約化 ・配合飼料・資材等の共同購入によるコスト低減</p>	<p>・会計事務所による経営管理 ・粗飼料製造コストの原価計算・分析</p>	<p>・TMR製造作業別分担制</p> <p><農作業実施者> ・主たる従事者 6人</p> <p><従業員労働力> ・TMR調整員 2名 ・配送専門 2名</p>
<p>組織経営体酪農専業</p>	<p><作付面積等> ・牧草(採草)204.0ha</p> <p><飼養頭数> ・経産牛 300頭 ・育成牛 147頭</p> <p><構成員戸数> ・3戸</p>	<p><機械施設装備> ・フリーストール牛舎 2,883㎡ 1棟 ・ミルクングパーラー 732㎡ 1棟 ・分娩舎 208㎡ 1棟 ・哺育舎 206㎡ 1棟 ・育成舎 1,100㎡ 1棟 ・乾乳舎 125㎡ 1棟 ・飼料庫 262㎡ 1棟 ・バンカーサイロ 8,734㎡ 1式 ・スラリーストア 3,401㎡ 1棟 ・爆気槽 531㎡ 1棟 ・バルククーラー 11,250L 1台 ・ミルクングシステム 30P 1式 ・スキッドローダー 2台 ・自動哺乳システム 1台 ・TMRミキサー 1台 ・ホイールローダー 2台 ・トラクター 5台 ・ダンプトラクター 3台 ・スラリータンカー 2台 ・自走式ハーベスター等牧草収穫機 1式</p>	<p>・大規模経営によるコスト低減と労働時間の短縮 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・各経営管理ツールを利用した経営改善 ・資金繰り等による資金管理 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</p>	<p>・経産牛300頭、フリーストール方式、協業型法人 ・定期的な打合せを実施し、構成員同士の話し合いによる生産技術、経営管理能力の向上に努める ・定期的な休日の確保や連続休暇の実施</p> <p>農作業実施者 ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人 ・常時雇用 1人</p>
<p>葉物野菜栽培専業</p>	<p><作付面積等> ・雨よけハウス 95坪/ハウス×30棟 経営面積 2.0ha</p> <p><構成員戸数> ・3戸</p>	<p><機械施設装備> ・雨よけビニールハウス(6.3m×50m) 30棟</p> <p>・乗用トラクタ(50PS) ・フロントローダー(50PS用) ・深耕ロータリ 1.6m ・ロータリハロー 2m ・トラック 2t ・灌水ポンプ ・播種機(真空播種機) ・動力噴霧器(可搬型) ・軽トラック</p>	<p>・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売体制の確立と安定出荷 ・作業記録の整備と労務管理 ・生産履歴の管理</p>	<p>・農地所有適格法人による経営</p> <p><労働力> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人</p>

畑 作 業 専 業	<作付面積等> ・実栽培面積 ・露地馬鈴薯 5ha ・飼料用とうもろこし 5ha ・露地大根 1ha <構成員戸数> ・3戸	<機械施設装備> ・乗用トラクタ(60PS) ・乗用トラクタ(80PS) ・深耕ロータリ 1.6m ・ロータリロー 2m ・ボトムプラウ ・トラック 4t ・ポテトプランタ ・ポテトハーベスタ ・プロトキヤスタ ・ブームスプレーヤ	・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売体制の確立と安定出荷 ・作業記録の整備と労務管理 ・生産履歴の管理	・農地所有適格法人による経営 <労働力> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人
高 設 いちご 栽 培 専 業	<作付面積等> ・高設いちご施設15a	<機械施設装備> ・ビニールハウス(高設用720㎡) 2棟 ・ビニールハウス(育苗用58㎡) 2棟 ・高設いちごベンチ 10a ・高設溶液循環システム 1台 ・高設いちご暖房機 2台 <その他> ・載せ替え方式(夏秋どり)	・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売体制の確立と安定出荷 ・作業記録の整備と労務管理 ・生産履歴の管理	・労働と雇用による作業別分担 <労働力> ・主たる従事者 1人 <雇用労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
きのこ 栽 培 専 業	<作付面積等> ・菌床しいたけ等 25,000ブロック	<機械設備装備> ・パイプハウス栽培舎 150㎡ 6棟 ・作業場 100㎡ 1棟 ・その他	・パソコンによる経営計画、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・原価の把握分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売体制の確立と安定出荷 ・作業記録の整備と労務管理 ・生産履歴の管理	・労働と雇用による作業別分担 <労働力> ・主たる従事者 1人 <雇用労働力> ・補助従事者 6人
めん羊 専 業	<作付面積等> ・牧草(放牧) 10.0 ha 常時飼養頭数 725頭	<機械施設装備> ・トラクター(50PS) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・ロールシュレッダー 1台 ・羊舎(100坪) 1棟 ・堆肥盤(100㎡) 1式 ・敷料庫(100㎡) 1棟	・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・作業記録の整備	・請負組織への作業委託 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I)	<作付面積等> ・牧草(採草) 16.0ha ・牧草(放牧) 5.5ha 経営面積計 21.5ha うち借地 6.0ha <飼養頭数> ・経産牛 30頭 ・育成牛 15頭 常時飼養頭数 45頭	<機械設備装備> ・乗用トラクター (70PS) 1台 ・フロントローダー(70PS用) 1台 ・成牛舎 (396 m ²) 1棟 ・育成舎 (99 m ²) 1棟 ・堆肥舎 (163 m ²) 1式 <その他> ・スタンション方式による飼養管理 ・育成牛の公共育成牧場への預託	・青色申告の実施 ・財産管理の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
白糠町農用地面積の95%程度	

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、労働生産性の更なる向上に向けた生産基盤の整備、及びそれに伴う換地又は交換分合等の各種の農地流動化施策も活用し、農用地の利用の集積・集約化を推

進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

白糠町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、白糠町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

白糠町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の[ア]から[カ]までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、[ア]、[イ]及び[カ]に掲げる要件の全て）を備えること。

[ア] 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

[イ] 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

[ウ] その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

[エ] その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

[カ] 所有権の移転を受ける場合は、上記[ア]から[エ]までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができる

と認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 白糠町長への確約書の提出や白糠町長との協定の締結を行う等により、その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 白糠町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通達。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 白糠町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 白糠町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 白糠町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 白糠町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、白糠町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 白糠町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 白糠町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 白糠町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、白糠町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 白糠町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、白糠町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（

昭和55年農林水産省令第34号) (以下、「農林水産省令」という。) で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項 (㊦については必要に応じて定める)

- (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (㊦) 原状回復の費用の負担者
- (㊧) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (㊨) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (㊩) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

(8) 同意

白糠町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が5年を超えないものに限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

白糠町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を白糠町の掲示板への掲示その他所定の方法により公告する。

(10) 公告の効果

白糠町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され (若しくは移転し) 又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

白糠町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 白糠町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者 (法第18条第2項第6号に規定する者) に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

- ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が、地域の農業におけるほかの農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。
- ② 白糠町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないうとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 白糠町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を白糠町の掲示板への掲示その他所定の方法により公告する。
- ④ 白糠町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 白糠町は、白糠町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能をいかして効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。
- (2) 白糠町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(削除)

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

白糠町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓蒙
- エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

白糠町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、各関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入れを行う。

② 中期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導のほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。その

ため、町が主体となって農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携して、研修会等を通じて交流の機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、指導農業士や農業改良普及センターによる交流の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

⑤ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については北海道農業担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については町内研修会等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、白糠町認定農業者、指導農業士、地域連携推進員等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

白糠町は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 白糠町は、白糠第2地区道営草地整備事業（平成28年度～平成32年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、草地整備改良及び草地造成改良を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 白糠町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

白糠町は、町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体で構成する白糠町農業・農村振興連絡会議、白糠町の農業を考える会及び白糠町農業再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の

円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、白糠町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

白糠町においては、これまでは離農者から担い手への農用地の集積がおおむね図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、今後、高齢化・後継者不在による離農が進むことが懸念される中、農用地が大量に供給されることが予想される。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、更なる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決し得る者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農用地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農用地の需給情報に精通している、③農用地の貸し手や受け手と的確にコミュニケーションを図られる等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 白糠町における農地利用集積円滑化事業は、町の全部又は一部の区域を事業実施地域として行うことを基本とする。

② 白糠町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、集落を単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、白糠町の区域のうち農業上の利用が見込まれない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委託を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、白糠町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、白糠町から承認を受けるものとする。

② 白糠町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者がその所有者する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合は、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 白糠町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経る

ものとする。

④ 白糠町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を白糠町の掲示板での掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 白糠町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 白糠町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 白糠町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反をしたとき。

④ 白糠町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅延なく、その旨を白糠町の掲示板での掲示により公告する。

(4) 白糠町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 白糠町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 白糠町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規定を定めようとするときは、白糠町は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 白糠町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 白糠町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を白糠町の掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な集約化を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

② 売買等事業の実施に当たっては、農地利用集積円滑化団体が貸借する売買する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実施研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、

作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たっては、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の研修機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 白糠町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 白糠町、白糠町農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成28年 月 日から施行する。

別紙1 (第5の1 (1) ⑤関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第5の1 (2)関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年、9年(農地中間管理機構の事業の特例の農地売買等事業の場合は5年若しくは10年、農業者年金制度の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、9年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、3年、6年、9年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約しようとする場合には相手の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> <p>4 小作料の一括前払いを行う場合の借賃については、1にかかわらず賃貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき白糠町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等の他農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者」（損失がある場合には、受託者をいう。）と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権に移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。</p> <p>ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>